

改訂の概要について【福井市国土強靱化地域計画】

1 改訂の趣旨

福井市国土強靱化地域計画は、平成 25 年 12 月に国が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定したことをふまえ、いかなる災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための基本となる計画です。

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として平成 30 年 9 月に策定しました。

本計画に基づき、本市はこれまで公共施設等の耐震化や、台風・局地的豪雨等、異常気象による被害を最小限に食い止めるための治水・浸水対策など、災害に強い都市基盤を築き上げるための各種施策に取り組んでまいりました。

このたび、計画期間を「概ね 5 年」としていること、また、本計画と調和が求められる福井県国土強靱化地域計画も、令和 4 年度末までに改訂予定であることをふまえ、令和 5 年 4 月を始期とする「福井市国土強靱化地域計画」の改訂に取り組むものです。

2 計画期間

令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月まで（5 年間）

3 改訂にあたって

（1）基本的な考え方

現行計画を基本としつつ、国・県の動向をふまえ、近年の災害状況や、検討委員会における意見をふまえた内容とします。

（2）留意すべき視点

①激甚化する風水害や大規模地震等への対策

・風水害への対策のため、流域における関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の推進が求められています。改訂した洪水・土砂災害ハザードマップや下水道内水ハザードマップについて、市民への普及促進を図り、水害に対する危機管理意識のさらなる向上を図る必要があります。

・地震等の大規模な自然災害に備え、施設の計画的な更新・維持管理など、日頃から強靱な社会基盤の整備を進め、被害の最小化を図る必要があります。

②近年の大雪をふまえた雪害対策の充実

平成 30 年 2 月及び令和 3 年 1 月などの近年の大雪をふまえ、雪害対策のさらなる充実に取り組む必要があります。

③避難計画・避難所運営に関する適切な対応

令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正により自治体の努力義務とされた、避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成や、感染症等に配慮した避難所運営などへの対応が必要です。

④国土強靱化施策を効率的に進めるためのデジタル化の推進

管理システムやウェブカメラ、センサー、ドローンなど、デジタル技術を活用した公共施設の維持管理や災害対応が求められています。

4 策定体制

（1）検討委員会

学識経験者、関係団体、市民組織、民間企業等の代表により構成し、専門的な立場からご意見・助言をいただくものです。

（2）策定検討会

関係部局の次長級職員で構成し、庁内案及び素案の作成に関して、各部局のとりまとめを行うものです。また、検討委員会に出席し、委員からの質疑等に対応します。

5 策定スケジュール

年度	時期	会議等	内容
令和3年度	2月1日	庁内会議	改訂方針、体制の確認
	2月15日	第1回策定検討会	庁内案作成着手
令和4年度	5月16日	第2回策定検討会	庁内案の決定
	7月5日	第1回検討委員会	庁内案の内容の検討
	10月	第2回検討委員会	
	11月	庁内会議	素案の決定
	11月	議会への説明	素案、パブリック・コメント実施に関し説明
	12月	パブリック・コメント	
	3月	庁内会議	改訂

（参考）年度ごとの重要業績指標（KPI）達成状況

	平成30年度 (1年目)	令和元年度 (2年目)	2年度 (3年目)	3年度 (4年目)	4年度 (5年目)
達成率	78.5% (33/42)	75.6% (31/41)	62.1% (23/37)	65.7% (23/35)	—

※達成率(%)・・・目標達成数/目標設定数×100

※小数点第二位を四捨五入

※事業が完了したものなどは計算式から削除しているため、分母が減少している。